

ちばけん じどうそうだんしよ
千葉県の児童相談所

ちゅうおうじどうそうだんしよ
中央児童相談所 TEL:043 - 253 - 4101

〒263 - 0016 千葉市稲毛区天台6 - 5 - 2

いちかわりじどうそうだんしよ
市川児童相談所 TEL:047 - 370 - 1077

〒272 - 0026 市川市東大和田2 - 8 - 6

ふなばししよ
船橋支所 TEL:047 - 420 - 1600

〒273 - 0014 船橋市高瀬町66 - 18 (県消費者センター3階)

かしわじどうそうだんしよ
柏児童相談所 TEL:04 - 7131 - 7175

〒277 - 0831 柏市根戸445 - 12

かしわすえひろししよ
柏末広支所 TEL:04 - 7147 - 5455

〒277 - 0842 柏市末広町11 - 18

いんぱじどうそうだんしよ
印旛児童相談所 TEL:0476 - 94 - 7500

〒270 - 1337 印西市牧の原6 - 2 - 3

ちやうしじどうそうだんしよ
銚子児童相談所 TEL:0479 - 23 - 0076

〒288 - 0813 銚子市台町2183

ひがしつかすだじどうそうだんしよ
東上総児童相談所 TEL:0475 - 27 - 1733

〒297 - 0029 茂原市高師3007 - 6

きみづじどうそうだんしよ
君津児童相談所 TEL:0439 - 55 - 3100

〒299 - 1151 君津市中野4 - 18 - 9

いちじほごなどの児童相談所の行う処分に納得できない場合
意思表示として行政不服審査法(第5条)に基づく不服審査請求をすることができます。
請求窓口:千葉県総務部審査情報課
ただし、不服審査手続きが開始されても処分行為そのものは停止されません。

じどうそうだんしよ
児童相談所から

ほごしや みなさま
保護者の皆様へ

じどうぎやくたいたいおう なが
児童虐待対応の流れ



千葉県

児童虐待とは？

なく け たた 叩く
 殴る 蹴る
 な お はげ ゆ 投げ落とす 激しく揺さぶる
 しんたいてきぎやくたい 身体的虐待
 やけどを負わせる
 おほ 溺れさせる くび し 首を絞める

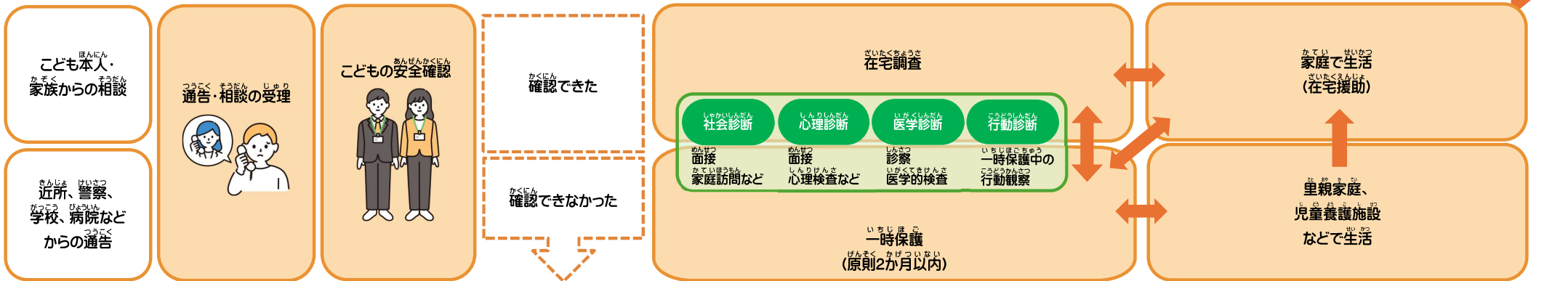
ことば おど むし 言葉による脅し 無視
 かん さべつてきあつかい きょうだい間での差別的扱い
 しんりてきぎやくたい 心理的虐待
 こどもの目の前で家族に対して
 ほつりよく 暴力をふるう(DV)

じどうぎやくたい おや そだ おとな
 児童虐待は、親などのこどもを育てている大人から
 たい しんしん ゆうがい えいきょう およ こうい
 こどもに対して、心身に有害な影響を及ぼす行為の
 ことです。
 おや あいじょう
 親からすると、こどものために愛情をもってしつけを
 かんが きがい くつう あた
 していると 考えていても、危害や苦痛を与えられる、
 ゆうがい こうい ぎやくたい
 こどもにとって有害な行為は虐待になります。

せいてきこうい 性行為
 こどもへの性的行為
 せいてきこうい 性的行為をみせる
 せいてきぎやくたい 性的虐待
 ポルノグラフィティの被写体にする
 せいき さわ さわ 性器を触る、触らせる

いえ と こ 家に閉じ込める
 しょくじ あた 食事を与えない
 ネグレクト
 ひくつ ひどく不潔にする
 くるま なか ほうち 車の中に放置する

一般的な対応の流れ(対応方針は適宜会議にて決定します)



いちしほごせいのせいかつ 一時保護所での生活
 かくしゅう やあそび うんどう じかん いちにち ながれ にっか そ せいかつ
 ・学習やあそび、運動の時間があり、一日の流れ(日課)に沿って生活をしています。
 しぶつ も こ げんそくかう せいかつ ひつよう か だ
 ・私物の持ち込みは原則可能です。生活に必要なものは貸し出しています。
 せいいかつ ひつよう も
 ・生活に必要なことや物については、必要に応じて確認しています。
 ひょうき
 ・アレルギーや服薬など、健康に関することを教えてください。けがや病気のときは看護師が対応し、必要な場合は医療機関を受診します。保護者の方への報告は受診後になります。
 かいし
 ・一時保護期間中の学校は原則出席がつきになります。
 ちゆうさ
 ・お子さんの気持ちの安定、周囲への気遣いのために生じるストレス、調査のための情報の混乱を避けるため、保護者の面会・通信などをお控えいただくことがあります。
 だいさんしや ちゆうさ も いけん せいかつ
 ・第三者がお子さんの気持ちや意見を聞く機会があります。

たちいりちゆうさく りんけんさうさく 立入調査・臨検搜索
 じどうぎやくたい
 児童虐待のおそれがあり、
 じかんいらい あんぜんかくにん
 48時間以内に安全確認が
 できないときは、立ち入調査
 をしたり、裁判所の許可を
 得て、臨検搜索をしたりする
 ことがあります。
 児童福祉法29条
 虐待防止法9条

いちしほご かいし 一時保護が開始されるとき
 いちしほご こ あんぜん まも ひつよう ぼあい
 一時保護はお子さんの安全を守るために必要な場合に
 児童相談所が行う行政処分です。
 かいし
 開始するときには、お子さんと親権者等に状況を説明し
 て、意見の確認をします。
 しんけんしやとう どうい え ぼあい いちしほご かいし
 親権者等の同意が得られない場合、一時保護を開始した
 ひ あと にちめ じどうさうだんしよ さいばんしょに いちしほご
 日の後、7日目までに、児童相談所は、裁判所に一時保護
 の許可を得るための請求をします。親権者等が意見を述べ
 たい場合は、児童相談所を通じて、裁判所に意見を伝える
 ことができます。
 児童福祉法33条
 虐待防止法8条

いちしほご げつ 一時保護が2ヶ月を超えるとき
 げつ こ
 なぜ2ヶ月を超えるのか
 せつめい
 説明します。
 せいけんしやとう ぶんどうい ぼあい
 親権者等が不同意の場合は、
 かいさいばんしょでの審判
 になります。
 さいばんしょ ぼごしや いけん
 裁判所は保護者の意見も
 確認します。
 児童福祉法33条

めんかい つうしんせいげん 面会・通信制限
 さいばんしょ さいばんしめいけい 接近禁止命令
 じどうさうだんしよあまた しせつちゆう
 児童相談所長又は施設長
 は、一時保護又は施設
 に入所等措置がとられている
 場合、虐待を行った
 ぼごしや たい めんかい つうしん
 保護者に対して面会・通信
 制限/接近禁止命令をする
 ことができます。
 虐待防止法12条
 虐待防止法12条の4

さとや しせつ 里親・施設などで
 生活することに
 せいけんしや ぼあい
 親権者などが
 同意しない場合
 さいばんしょでの審判になります。
 さいばんしょ ぼごしや いけん
 裁判所は保護者の意見も
 確認します。
 児童福祉法28条

家庭でどんなふうにご過ごしてきたか、何が起きたかをお話してください。お子さんが安全にご過ごすために、一緒に考え、話し合ってください。